

◆ 事業所への立入検査

多摩市では事業系一般廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化を促進するため、清掃指導員(市職員)が、企業や店舗等の事業用大規模建築物(事業用途に供する延床面積3,000㎡以上の建築物)の所有者、廃棄物管理責任者を訪問し、立入検査を実施しています。

訪問時には、ごみ・資源の分別状況や、保管場所、ごみの排出や資源化ルート等の確認をしています。



◆ 搬入ごみ検査の実施

多摩清掃工場に搬入される事業系の燃やせるごみについて、抜き打ちで内容物の検査を実施しています。

燃やせないごみや産業廃棄物、他市町村の廃棄物は搬入禁止です。搬入禁止物が発見された場合は収集事業者に持ち帰りをお願いし、排出事業者へ適正な分別を実施するよう指導する場合があります。また、悪質な排出に対しては、多摩清掃工場への受け入れを拒否する場合があります。

紙類、生ごみ等の資源は分別し、ごみ減量化・リサイクルに協力をお願いします。



◆ エコショップ認定制度

多摩市では、市・事業者・市民が協働して循環型社会の形成に取り組むことを目的として、ごみの発生抑制、減量化及び資源化等の環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を多摩市エコショップとして認定しています。

認定されたエコショップでは、プラスチック、食品ロスの削減や資源の店頭回収、販売方式の工夫等によりごみ減量活動に努めており、市はごみ有料指定袋の販売委託料率の優遇を行い、「たま広報」や公式ホームページ、情報紙等を通して利用を推奨する「環境にやさしいお店」としてPRIに努めています。



ごみ減量を目指した環境にやさしい4R+Renewableの推進

Refuse

リフューズ(不要なものは断る)

- ごみになるものは断りましょう。
- 購入した商品を入れる袋(マイバッグ)等を持参し、過剰な包装は断りましょう。

Reduce

リデュース(ごみを減らす)

- 過剰包装、不要な包装は止めて簡易包装を推進しましょう。
- OA用紙の使用を抑制し、事務の見直し等によりペーパーレス化を進めましょう。
- 飲食店や従業員食堂ではメニューを工夫し、食べ残しを減らすとともに、割箸等使い捨て品の利用を減らしましょう。

Reuse

リユース(繰り返し使用する)

- 裏面が白紙のOA用紙、広告紙を活用しましょう。
- 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱(通い箱)にしましょう。
- 再生製品や詰替え製品を積極的に購入、販売しましょう。
- 事務機やロッカー等の再利用を積極的に取り組みましょう。
- 配達物の梱包はできる限り返しましょう。

Recycle

リサイクル(再生して利用する)

- ダンボール、新聞、缶類等のリサイクルできるものは資源回収業者へ引き渡しましょう。
- 販売した容器包装の回収、買い替え時の不用品の引取りを積極的に行いましょう。
- 従業員に訓示、教育、研修等を実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図りましょう。
- 生ごみは生ごみ処理機の活用等により減量化・堆肥化を行いましょう。

Renewable

リニューアブル(再生可能資源への切り替え)

- 事務用品をバイオマスプラスチック製にする。
- プラスチック製品を木材や紙、バイオマスプラスチック製品に変える。



Q 少しかごみがでないのですが。

A 事業系ごみは量や質に係わらず、事業活動に伴って出されたごみのことをいいます。少量だからといって家庭系ごみとして地域のごみの集積所等に出すことは禁止されています。ただし、1日分の平均排出量が10kg未満(産業廃棄物・一般廃棄物・資源を合わせた総ごみ量)の事業所は、希望の場合はエコプラザ多摩に連絡のうえ、多摩市の事業系ごみ有料指定袋をご利用ください。

※市が収集するものは、家庭系ごみに準じたものに限ります
※事業所と住まいが一緒の場合は事業系ごみと家庭系ごみを区別して出してください

Q 資源化できる古紙と資源化できない古紙の分別はどのようにするのでしょうか。

A 資源化できない古紙には、主に粘着物の付いた封筒、防水加工紙、油紙、写真、合成紙、捺染紙、感熱紙、カーボン紙、臭いの付いた紙などがあり、紙の原料にならない異物が古紙に混ざっているものです。なお、紙以外のテープ類や金属類などを取り除くことにより資源化できる古紙は分離してください。

Q 収集運搬業者を紹介してほしいのですが。

A エコプラザ多摩にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

Q お店と住宅が一体となっているのだけれど、家庭系のごみとして出してよいのでしょうか。

A 住宅から出たごみは家庭系、お店から出たごみは事業系となります。それぞれの排出方法により、分けて出してください。

ごみ・リサイクルについて(市HP)



小規模事業者の皆様へ

事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド

事業系ごみの減量から次世代にやさしい環境づくりをはじめましょう!

はじめに

現在、温室効果ガス等による地球温暖化や資源(化石燃料)の枯渇をはじめとする地球規模の様々な環境問題が生じています。このことは、我々が利便性の追求のためにとってきた大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルにも一因があり、資源循環型社会の構築が求められています。このことから、多摩市では「捨てる暮らしから「活かす暮らし」へのごみを出さないライフスタイルへの変換を呼びかけており、ごみの4R運動を推進しています。

地球にやさしい資源循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を責任をもって担い、協働しながら取り組んで行く必要があります。

各事業所においても、日頃からごみの発生抑制、減量化・リサイクルにご協力いただいているところですが、より一層の取り組みへの一助となるよう、本書を作成いたしました。本書を是非ご活用いただき、資源循環型社会への構築に向けてご協力をお願いいたします。

事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるすべてのごみをいいます。事業活動には、店舗、会社、事務所等の営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設等の公共サービス等を行っているところや、個人営業も含まれます。

ごみはその種類によって産業廃棄物、一般廃棄物等に区分され、それぞれの処理方法が異なります。 廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で適正に処理しなければならないと定められています。

多摩市
令和6年4月発行

事業系ごみの現状

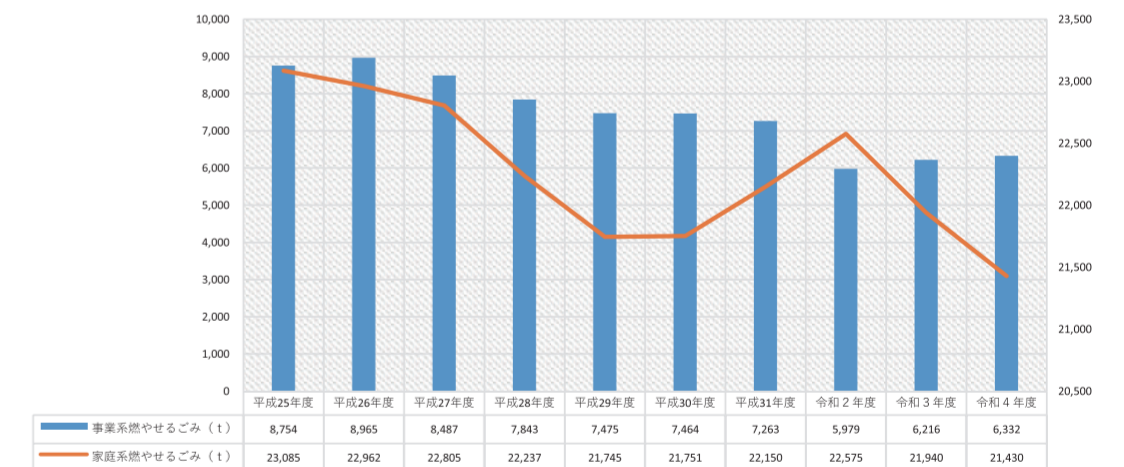
令和4年度の多摩清掃工場における「燃やせるごみ」の処理量は27,762トンであり、そのうち事業系のごみは6,332トンで、全体の22.8%(約2割)にあたります。

家庭系ごみは、コロナ禍には、生活スタイルの変化により、一時的にごみ量が増加したものの、一定の減量効果が伺えます。事業系のごみは、平成28年度に事業系廃棄物手数料改定と排出指導を強化をしました。また、コロナ禍におけるテレワーク導入等による事業活動の変化により、一時的に減少がみられましたが、事業活動の再開により、ごみ量も増加傾向にあります。(表1)

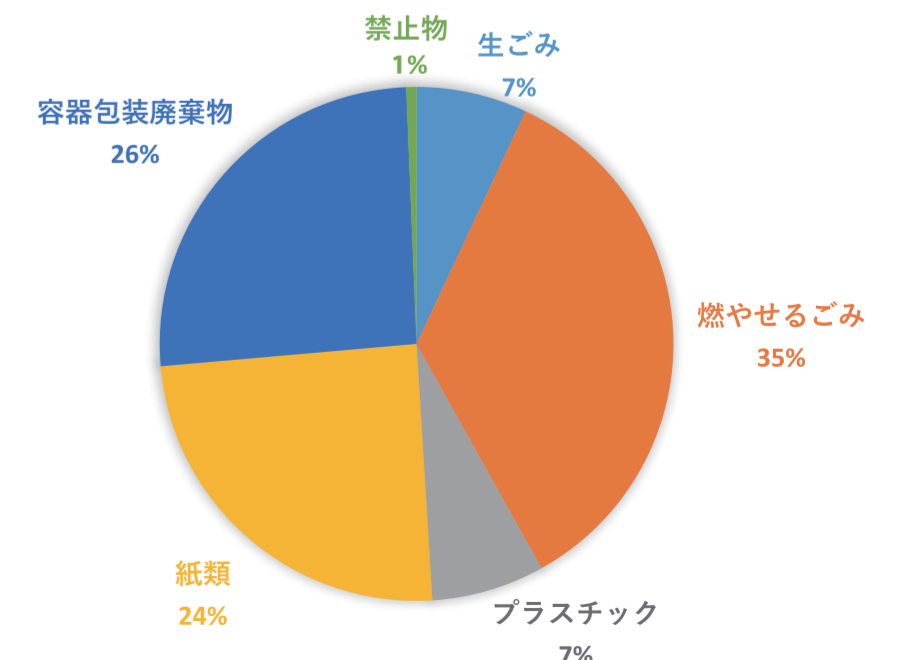
排出された事業系ごみの内訳を分析すると、プラスチック類や紙類、容器包装廃棄物といった資源物が約6割を占めるだけでなく、本来、燃やせるごみに混入されてはいけない禁止物があるなど、資源化と適正排出に多くの課題があります。(表2)

資源化と適正排出の促進がさらなるごみの減量につながることから、より一層の改善が必要な状況となっています。

燃やせるごみの推移(表1)



事業系燃やせるごみの内訳(表2)



事業系燃やせるごみの中にこんなものが入ってます。

令和5年度搬入違反物事例



事業系燃やせるごみの中から、鉄製の輪やプラスチック類(左)、生ごみの入ったプラスチック容器(右)も多数検出されています。鉄製の輪は金属類として、プラスチック容器類はプラスチックの有料指定袋で出しましょう。

令和3年度から令和5年度の事業系ごみ(事業系ごみ有料指定袋排出)の組成分析結果の平均から算出

少量の事業系ごみ・資源の出し方

事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されます。多摩市の多摩清掃工場に搬入できるものは「一般廃棄物」のみで、「産業廃棄物」を搬入することはできません。「資源」についても資源回収業者に委託するなど、ごみの減量化のためにリサイクルに積極的に取り組んでください。

また、1日分の平均排出量が10kg未満（産業廃棄物・一般廃棄物・資源を合わせた総ごみ量）の事業所は、希望すれば市の収集に排出することができます。希望する場合は、エコプラザ多摩に連絡のうえ、多摩市の事業系ごみ有料指定袋をご利用ください。※市が収集するものは、家庭系ごみに準じたものに限ります

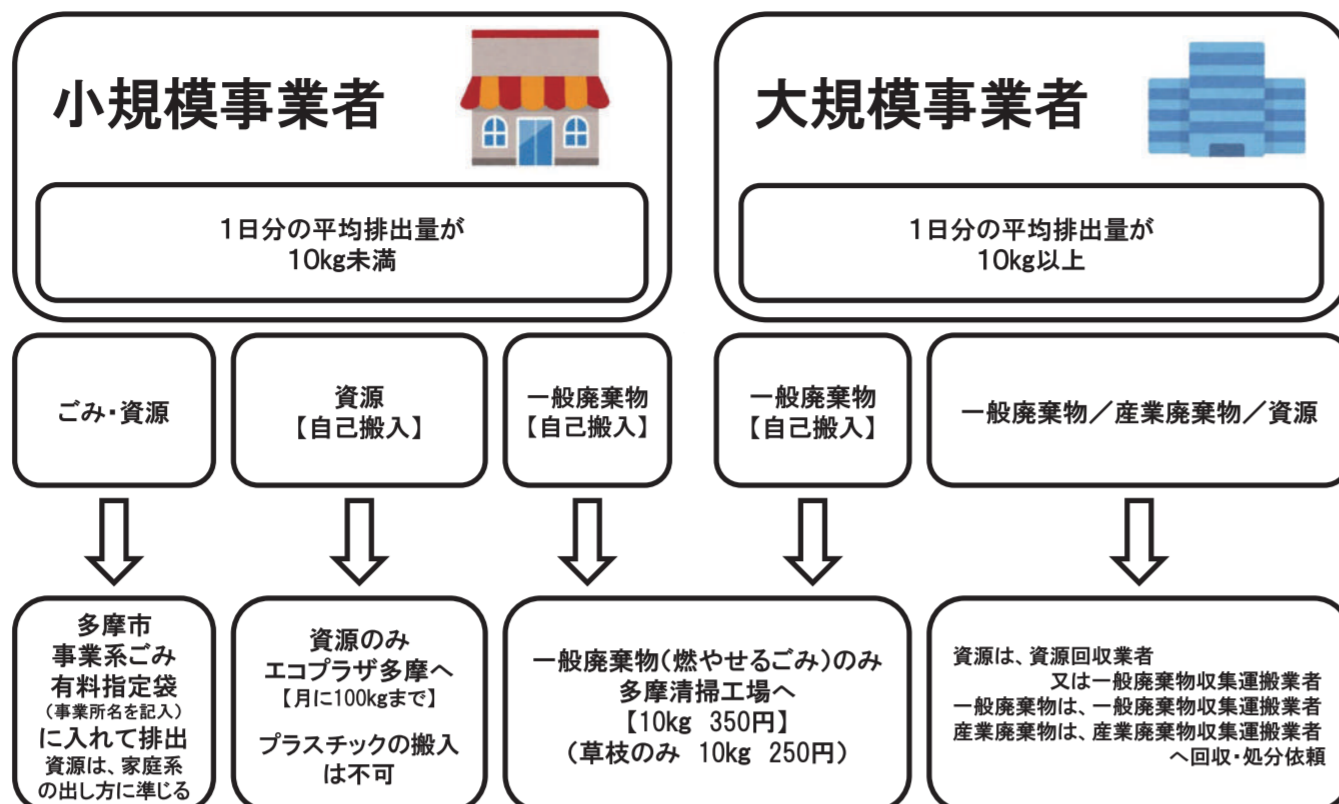
※事業所と住まいが一緒の場合は、事業系ごみと家庭系ごみを区別して出してください

多摩市 環境部 資源循環推進課
(エコプラザ多摩)
☎042-338-6836



ごみ・資源の排出フロー(事業用)

- 【1日分の平均排出量】
- 排出量は産業廃棄物、事業系一般廃棄物、資源を合計した量です。
- 複数の事務所がある建物については、それぞれの事業所の排出量の総合計になります。
- 一般廃棄物収集運搬業者への委託との併用はできません。



※収集日はごみ・資源収集カレンダーに基づき、家庭系のごみと一緒に収集します。朝8時までに出してください。

事業系のごみの処理方法

事業系ごみについて(市HP)



事業系のごみは、多摩清掃工場に直接持ち込む(事業系一般廃棄物のみ)か、収集業者と契約することにより処理することができます。業として廃棄物を収集運搬したり、処分するには、それぞれの業(収集運搬、処分)ごとに許可が必要です。一般廃棄物であれば市町村長、産業廃棄物であれば都道府県知事の許可となりますので、収集業者と契約する際にご確認ください。なお、多摩市では、ごみが少量の事業者は、市の事業系ごみ有料指定袋による収集を利用することができます。

多摩清掃工場に直接持ち込む場合

- 一般廃棄物(燃やせるごみ)は多摩清掃工場に持ち込むことができます。
- <手数料> 10kgにつき350円(10kg単位に四捨五入。ただし、10kg未満は一律350円)
- <持込先> 多摩清掃工場
多摩市唐木2-1-1
☎042-374-6331
- <受付時間> 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～11時30分、
午後1時～4時30分
- ※産業廃棄物・燃やせないごみ・粗大ごみは持ち込むことはできません

エコプラザ多摩に直接持ち込む場合

- 資源はエコプラザ多摩に直接持ち込むことができます。
- ※1ヶ月に100kgまで(事前に電話連絡が必要です)
- ※初回は事前登録が必要になります
- ※プラスチックは持ち込むことはできません
- <手数料> 無料
- <持込先> エコプラザ多摩
多摩市諏訪6-3-2
☎042-373-5013
- <受付時間> 月曜日～金曜日(祝日・第5水曜日・年末年始を除く)
午前8時30分から午後4時まで

収集業者に委託する場合

- 廃棄物の処理は収集業者に委託することもできます。以下の点をふまえ、複数の業者にお問い合わせいただくことをお勧めします。
- 収集業者の選び方
 - ①収集するごみの許可を持っているか
許可証を見せてもらい、収集して欲しい品目の許可を有しているか等の確認を行きましょう。なお、一般廃棄物は多摩市の許可を及び産業廃棄物は東京都の許可を有した業者と契約する必要があります。
 - ②希望するサービスが受けられるか
回収頻度、回収日、回収時間、排出場所等は、契約金額と深く関連しますので、必ず確認しましょう。
 - ③より効率的な契約方法はないか
資源化を進めることにより、処理費用を下げられる場合もあります。また、複数の事業所がそれぞれ同一の収集業者と契約を結ぶことにより、効率的にごみが処理できる場合もあります。

医療機関から排出される感染性廃棄物は市の収集に出すことはできません。

【感染性廃棄物全般についてのお問い合わせ】
東京都環境局ホームページ

東京都環境局 多摩環境事務所
廃棄物対策課
浄化槽担当 042-528-2692
審査担当 042-528-2693
規制指導担当 042-528-2694



市が収集するごみ・資源の出し方

燃やせるごみ



燃やせないごみ



プラスチック



市では収集しないごみ

粗大ごみ

産業廃棄物にあたるもの、事業系有料指定袋(40ℓ)に入らないもの、重量が5kgを超えるものは、市では収集しません

パソコンのリサイクル

リサイクル料金が必要な場合があります。

家電リサイクル品

家電4品目はリサイクル料金が必要です。

販売店・専門店に引き取ってもらう

※分らない時は収集運搬業者もご案内します。エコプラザ多摩へご連絡ください

【産業廃棄物についてのお問い合わせ】
一般社団法人 東京都産業資源循環協会 ホームページ
☎03-5283-5455



東京都 環境局 産業廃棄物対策課 ホームページ



品目

有害性ごみ	スプレー、水銀体温計、カセットボンベ、ライター
資源	びん、ペットボトル
資源	雑誌、雑紙
資源	新聞、古布
資源	ダンボール
資源	小型家電・金属類

市が収集するごみ・資源の出し方

分け方・出し方

- 乾電池(リチウムイオン電池含)は、少量であれば透明の袋に入れて出してください。(無料)
- 蛍光管は1回に3本まで(無料)
- 燃やせないごみ袋に入れなくてください。(爆発、火災の危険があります。)
- (収集回数 月2回)
- びんの量は1回に1升びん5本分まで(無料)
- 缶・ペットボトルは、1回にあわせて25本まで(無料)
- ペットボトルは必ずキャップとラベルを外してください。
- びん・缶・ペットボトルは、中をゆすいでからバラで出してください。
- 専用集積所が無い建物に入居している事業所は、カゴやバケツなどに入れて出してください。
- ※資源として出す場合は汚れを取ってから出しましょう。(収集回数 週1回)
- 雑誌・雑紙は1回に10kgまで(無料)
- 雑誌・雑紙は、ひもで束ねるか、紙袋に入れて出してください。
- ※雨・雪の日はできるだけ次の収集日に出してください (収集回数 週1回)
- 新聞は1回に10kgまで(無料)
- 新聞は必ず束ねて出してください
- 古布は洗濯済みのものを、透明の袋に入れて出してください(無料)。
- ※雨・雪の日はできるだけ次の収集日に出してください (収集回数 月2回)
- ダンボールは1回に10kgまで(無料)
- ダンボールは必ずひもで束ねて出してください。
- ※雨・雪の日はできるだけ次の収集日に出してください (収集回数 月2回)
- 1回に45ℓ程度の袋で3袋まで
- 大きさがおおむね60cm以下、重さが5kg未満のもので、コンセント・電池で可動する小型電化製品や主に金属でできたもの
- 一斗缶は納入業者に引き取ってもらうなどの処理をお願いします。やむを得ず市の収集に出す場合は、中身を空にし透明か半透明の袋に入れ、必ず『多摩市』と標示してください。
- (収集回数 月2回)

出す場所

- 専用集積所のある集合住宅内にある事業所→入居している住宅の専用集積所へ
- 専用集積所のない集合住宅にある事業所→入居している住宅の決められた集積所へ
- 上記に該当しない場所→道路に面している店舗や事業所の敷地内へ
- ※袋をポリバケツに入れても可